

身体拘束等の適正化・虐待の防止措置の取り組みについて

令和7年3月

福祉政策課 指導監査グループ

1. 身体拘束等の適正化の取り組みについて

(1) 身体拘束等の適正化の取り組みについて

身体拘束等の適正化を図るために事業者が講じなければならない措置については、令和4年4月1日より義務化されていますので、今一度取り組みの徹底をお願いします。

(2) 対象となる障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

(3) 取り組み内容

① 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の記録

・利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等は行ってはならず、やむを得ず行う場合であってもその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する必要があります。

② 身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催

・少なくとも1年に1回以上は開催する必要があります。
・虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能ですが、その場合必ず身体拘束適正化について検討している必要があります。
・法人単位での委員会設置など事業所の規模に応じた対応も可能ですが、委員会での検討結果については従業者に周知徹底を図る必要があります。

③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備

④ 身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

・1年に1回以上実施する必要があります、新規採用時には必ず実施して下さい。
・研修の実施内容は記録を残す必要があります。
・事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的な研修（虐待防止に関する研修など）も可能ですが、その場合必ず身体拘束等の適正化を取り扱う

必要があります。

※②～④は、身体拘束等を実施していない場合であっても取り組みが必要となりますので十分注意して下さい。

(4) 身体拘束廃止未実施減算について

・上記①から④の内、一つでも取り組みを行っていない場合、下記の通り所定単位数から減算されます。

(ア) 下記サービスについて、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算されます。

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、指定障害者支援施設が行うものに限る。)

(イ) 下記サービスについて、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算されます。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(ただし、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、指定障害者支援施設が行うものを除く。)、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援(みなし基準該当通所支援を除く。)

・速やかに改善計画を豊橋市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を豊橋市に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員が所定単数から減算されます。

・運営指導等で取り組みを行っていない事実を確認した場合、減算指導を行います。

2. 虐待の防止措置の取り組みについて

(1) 虐待の防止措置の取り組みについて

虐待の発生又はその再発を防止するために事業者が講じなければならない措置については、令和4年4月1日より義務化されていますので、今一度取り組みの徹底をお願いします。

(2) 対象となる障害福祉サービス

全てのサービス

(3) 取り組み内容

① 虐待防止委員会の定期的な開催

- ・少なくとも1年に1回以上は開催する必要があります。
- ・身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも可能ですが、その場合必ず虐待防止について検討している必要があります。
- ・法人単位での委員会設置など事業所の規模に応じた対応も可能ですが、委員会での検討結果については従業者に周知徹底を図る必要があります。

② 虐待防止のための研修の定期的な実施

- ・1年に1回以上実施する必要があります、新規採用時には必ず実施して下さい。
- ・研修の実施内容は記録を残す必要があります。
- ・事業所内で行う職員研修で差し支えなく、協議会等が実施する研修に事業所が参加する場合も可能です。

③ 虐待防止のための担当者の配置

- ・①、②の取り組みを適切に実施するための担当者（サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等）を配置して下さい。

※上記の他、事業者は、「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいとされています。

(4) 虐待防止措置未実施減算について

- ・令和6年度報酬改定で、障害者虐待防止の取り組みを徹底するため、虐待防止措置未実施減算が創設されています。
- ・上記の①から③の内、一つでも取り組みを行っていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算されます。
- ・速やかに改善計画を豊橋市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を豊橋市に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員が所定単数から減算されます。
- ・運営指導等で取り組みを行っていない事実を確認した場合、減算指導を行います。

(※身体拘束等廃止未実施減算の適用要件である、身体拘束適正化委員会の開催及び研修の実施について、年1回とは、年度ではなく、直近1年で考えます。(令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問18))

(※虐待防止措置未実施減算については、同様のQ&Aは示されていませんが、類似の減算である為、同様の対応をお願いします。)